

障害者手当等について

■福祉事務所 ☎57-8509

特別障害者手当

対象

著しい重度の障害があるため、日常生活において常に特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人

- ▶ 身体障害者手帳 1 級または 2 級程度の障害が重複しており、規定の条件を満たしている人
- ▶ 身体機能の障害で、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人
- ▶ 内部障害があり、安静度が絶対安静の人
- ▶ 精神または知的障害で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人

手当額

28,840円／月（令和 7 年 1 月現在）

⚠ 以下に当てはまる方は対象外となります

- ▲ 障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの施設に入所している場合
- ▲ 病院・診療所に 3 カ月を超えて入院している場合
- ▲ 受給資格者または配偶者・扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

障害児福祉手当

対象

日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人

- ▶ 身体障害者手帳 1 級程度の障害がある人または 2 級程度の障害がある一部の人
- ▶ 療育手帳 A 1 または A 2 の人のうち、規定の条件を満たしている人
- ▶ 精神の障害があり、上記と同程度以上と認められる人

手当額

15,690円／月
（令和 7 年 1 月現在）

右記に当てはまる方は対象外となります

- ▲ 対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ▲ 対象児童が障害を事由とする年金を受給している場合
- ▲ 受給資格者または配偶者・扶養義務者に所得が一定額以上ある場合



手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります。
また、手当によって必要な書類が異なります。詳しくは、福祉事務所にお問い合わせください。

しっかり届け出、 きちんと納税

■税務収納課 ☎57-8504



「軽自動車・原動機付自転車等の届け出」と「税」のご案内

軽自動車や原動機付自転車、農耕作業車等の税金は毎年 4 月 1 日現在、所有している人に課税されます。4 月 2 日以後に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度の税金（1 年間分）がかかりますのでご注意ください。

納税通知書は 5 月上旬
にお送りします！



👉 こんな時は早めに届け出を！

- ☑ 転入や転出等で駐車場が変わった
- ☑ 車両を譲渡したが、名義変更をしていない
- ☑ 所有者が死亡した
- ☑ 車両に全く乗らない（軽自動車、小型二輪車、小型二輪自動車のみ一時抹消登録ができます）
- ☑ 車両やナンバープレートを路上等で紛失、または盗難にあった（警察署へ届け出をした後、受付施設で必ず廃車手続きをしてください。なお、警察署の受理番号が必要です）

他市区町村で登録した原動機付自転車や農耕作業車等については、ナンバープレート、車両のメーカー名、車台番号、排気量が分かるものを持ってきてください。なお、ナンバープレートがない場合は受け付けできませんので、車両を登録している市区町村にお問い合わせください。

登録内容の変更をしないと、次の支障が生じる恐れがあります

- 軽自動車税（種別割）の納税通知書が届かない
- 保険の案内や、リコールの案内が届かない
- 軽自動車関係の通知が前所有者に届き、トラブルの原因になる
- 盗難や事故の時に所有者や使用者の確認が遅れる など



▼軽自動車等の登録・廃車・変更届け出の受付施設

車種	原動機付自転車（125cc以下） 特定小型原動機付自転車 （電動キックボード等） 農耕作業車など	軽自動車 （四輪等）	軽二輪車 （126cc～250cc） 二輪の小型自動車 （251cc以上）
受付施設	市役所税務収納課 ☎57-8504 夜 須 支 所 ☎55-3141 香 我 美 支 所 ☎55-2111 赤 岡 支 所 ☎55-3111 吉 川 支 所 ☎55-3121	軽自動車検査協会 高知事務所 高知市長浜3106-2 ☎050-3816-3125	高知運輸支局 高知市大津乙 1879-1 ☎050-5540-2077
必要なもの	・本人確認書類（免許証等）・必要事項（メーカー名、車台番号、排気量）の分かるもの ※電動キックボード等については上記に加え要件を満たしていることが分かるもの（定格出力・最高速度・長さ・幅）・ <u>ナンバープレート（廃車時・名義変更時）・旧所有者の譲渡証明書（個人譲渡時）</u>		

住民票（発行後3カ月以内）、自賠責保険証、車検証または軽自動車届出済証、ナンバープレート など
※手続き内容により必要書類が異なります。上記以外にも書類が必要な場合もありますので、詳しくは各受付施設へお問い合わせください

令和7年度もグリーン化特例が継続されます

新車への「軽課」と古い車への「重課」

■**軽課（税の優遇）**…令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに新規取得（新規登録車両に限る）した 3 輪以上の軽自動車で、適用要件を満たした車が対象。

※ガソリン車等の一部営業用車両は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に新規取得した車が対象
※軽減には燃費等条件があります

■**重課（税の上乗せ）**…平成 24 年 3 月 31 日以前に新車新規登録された 3 輪以上の軽自動車を対象。
※新車新規登録の年月を確認するには、自動車検査証の「初度検査年月」をご覧ください

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は対象外